



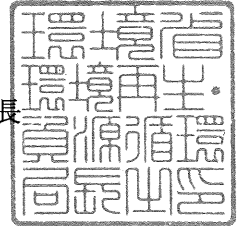
環循特発第 1804121 号

平成 30 年 4 月 12 日

一般社団法人 日本建設業連合会

会長 山内隆司 殿

環境省環境再生・資源循環局長



特殊勤務手当の適正な支給の徹底について

今般、環境省が過年度に発注した川俣町の避難指示区域内（現在、避難指示解除済区域）の家屋等解体工事において、本来、作業員に対して支払われるべき特殊勤務手当について適切な金額が支払われていなかったこと、及び、環境省に対して特殊勤務手当の支払いに係る虚偽の報告がなされていたという事案が確認されました。

環境省が発注する事業の一部については、仕様書において、作業員に対し労賃に加え、特殊勤務手当を支給すること、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、賃金台帳簿等で確認しなければならないこと等を規定しているところです。

このような事案が発生すると、福島をはじめとする地域住民及び国民の不安・疑念が高まり、事業全体に対する信頼を失うこととなります。

つきましては、貴団体におかれましては、このような認識に立って、会員企業の企業統治の強化及び法令遵守の徹底を今一度図っていただくとともに、特殊勤務手当の適正な支払いの確保、賃金台帳等の徹底した確認、下請け事業者への指導の更なる徹底など、改めて、福島の復興事業に対する地域住民及び国民の信頼確保を図っていただきますようお願い申し上げます。